

国立大学教育研究評価委員会（第15回）議事録

1. 日 時 平成19年9月26日（水）14時00分～16時00分

2. 場 所 学術総合センター11階 1113会議室

3. 出席者

（委員）浅野委員、岡田委員、北原委員、木村委員、神津委員、河野委員、
児玉委員、齋藤委員、白幡委員、鈴木委員、舘委員、丹保委員、
中川委員、中渕委員、中野委員、中村委員、マルクス委員、前原委員、
和田委員

（事務局）川口理事、山本理事、荒船特任教授、細見教授、加藤評価事業部長、
平田評価第2課長 外

4. 議 事

（1）国立大学教育研究評価委員会（第14回）議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 第15回の国立大学教育研究評価委員会を始めさせていただきます。

まず、国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会での選考結果を、報告いただきます。

○ それでは、国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会での候補者選考の結果についてご報告申し上げます。

平成19年9月4日に国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会を開催し、689名の専門委員候補者について、審議を行いました。

専門委員候補者の方については、特にご意見はありませんでしたが、全体的に大学関係者が中心で、経済界の方、高等学校関係者という大学関係以外の有識者が少ないのではないか、女性委員の割合が低いのではないかという意見がございました。

国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会の詳細については、事務局から説明いただきたいと思います。

● それでは、平成19年9月4日開催の国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員

会の審議状況等についてご説明させていただきます。

まず、参考資料1「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」をご覧ください。平成19年3月26日開催の国立大学教育研究評価委員会において、国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について決定したものでございます。「3. 選考方法」では、関係団体等から広く推薦を求めるものとしており、推薦依頼団体といたしましては、①大学関係団体として、国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会 ②学協会として、日本学術会議協力学術研究団体、③経済団体等として、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、④その他として、全国高等学校長協会に推薦をお願いすることで、ご了解をいただいております。

選考方針に基づき、推薦をいただいた専門委員候補者の選出を効率的かつ円滑に行うために国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会を設置することとし、平成19年9月4日に同委員会を開催いたしました。

次に、参考資料2「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の推薦について(依頼)」をご覧ください。国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針の決定を受けまして、国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の推薦について、各団体に、平成19年5月7日付で依頼文を送付しております。

続けて、参考資料3「独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則」でございますが、国立大学教育研究評価委員会の細則として、委員会の下にどのような評価組織を置いて評価を行うかについて平成19年3月26日開催の国立大学教育研究評価委員会において決定したものでございます。1頁第3条(達成状況判定会議)、第4条(現況分析部会)、2頁第5条(研究業績水準判定組織)にございますとおり、3つの組織を置いて評価を行うことを念頭に置きながら、推薦をお願いいたしました。

資料2「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者推薦状況」が、今回、各団体からの専門委員候補推薦者の推薦状況でございます。資料2にございますとおり、総推薦者数は延べ3,014人でございます。推薦団体別内訳は、国立大学協会から865名、公立大学協会から57名、私立大学団体連合会から37名、公立短期大学協会から8名、私立短期大学協会1名、国立高等専門学校機構から21名、学術会議協力学術研究団体から2,021名、経済団体から4名となっております。

各推薦団体からの推薦状況については以上のとおりですけれども、その下にあります（選考委員会推薦内訳）で、142名とございます。これについては、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織の3つの評価組織における役割、あるいはそれぞれの分野での推薦状況等を踏まえ、各推薦団体から推薦いただいた専門委員候補者以外の方を選考委員会推薦という形で推薦させていただいております。

選考に当たりましては、合計で3,000名を超える専門委員候補者の方がおりますが、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織それぞれの評価組織ごとの人数、役割も考慮し選考を行ったところでございます。

参考資料4「教育研究評価の実施組織及び評価者数について」をご覧ください。これは、前回、平成19年6月27日開催の国立大学教育研究評価委員会の資料5を、若干修正したものでございます。1頁「1. 達成状況判定会議の評価実施組織と評価者数」にございますとおり、達成状況判定会議は、第1グループ会議から第8グループ会議の8つのグループ会議に分け、さらに1グループ3チームから4チームに分けて評価を行うこととし、達成状況判定会議全体の評価者数として127名を配置する。

2頁「2. 現況分析部会の評価実施組織と評価者数」にございますとおり、現況分析部会は、人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合科学系、特定領域系、大学共同利用機関の10学系部会を設置することとし、現況分析部会全体の評価者数として211名を配置する。

3頁「3. 研究業績水準判定組織の評価実施組織と評価者数」にございますとおり、研究業績水準判定組織は、科学研究費補助金の分野を準用し、66の分野に分類し、研究業績水準判定組織全体の評価者数は311名を配置する。以上を基本として専門委員選考を行うこととしております。

加えまして、参考資料5「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針（案）」でございますが、表面では、達成状況判定会議は、評価書を作成していただく専門委員として学長経験者、副学長経験者等、大学全体を見回せる方を主に配置する。現況分析部会は、各大学で学部長、研究科長等を経験した方を配置する。研究業績水準判定組織は、役職等を問わず、各専門分野において優れた研究者を配置するという考えでまとめたものでございます。

裏面は、達成状況判定会議専門委員の配置例でございます。これは大規模大学を担当していただく1つのグループを想定したものです。第1チームから第4チームまで4つの

チームがございまして、この4つのチームをまとめたグループの代表としてグループリーダーを置く、その下に、グループリーダーを補佐していただくサブリーダーを置く。各チームには、チーム主査を1名置き大学の学長経験のある方を配置し、各チーム毎に報告書作成者、幅広く意見をいただくために経済関係者等の有識者を配置するイメージで専門委員の選考を行いました。

以上のような選考方針、配置方針等を踏まえ、「会議終了後回収」資料として配付しております、「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者名簿（案）」にございますとおり、達成状況判定会議に167名、現況分析部会に211名、研究業績水準判定組織に312名を専門委員候補者として選出いたしました。

「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者名簿（案）」で、前回の国立大学教育研究評価委員会で決めていただいた評価者数から変更が生じておりますのは、達成状況判定会議でございます。先ほどの配置例の説明の際に申し上げましたが、訪問調査の実施等を踏まえると、少し余裕をもった構成とする必要があることから、参考資料4「教育研究評価の実施組織及び評価者数について（案）」では、達成状況判定会議全体で127名となっておりますが、「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者名簿（案）」では167名と評価者数が40名増えております。

次に、資料3「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者配置内訳」をご覧ください。今申し上げました689名の地域別、男女別でどのような割合になっているかを示した配置内訳でございます。1頁「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者配置内訳（全体）」（地域別比率）でいいますと、689名を100とした場合に、地域別では、北海道・東北地区13.9%、関東・甲信越地方42.2%、東海・北陸地方9.9%、近畿地方17.6%、九州・沖縄地方8.1%となっております。また、国公立、民間等の割合でいきますと、689名を100とした場合に、国立は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国利高等専門学校から480名選出し69.7%、公立は、公立大学から37名選出し5.4%、私立は、私立大学、私立短期大学から135名選出し、19.6%、民間から37名選出し5.4%となっております。

下段に（男女比率）がございまして。689名のうち、女性については50名の7.3%といった数字となっております。

このような資料をもとに、選考委員会で審議いただきまして、先ほど選考委員会委員長からご発言いただいたとおり、経済団体関係者等の大学関係者以外の有識者の方が少ない、

また、女性をもっと登用したほうがいいとのご意見をいただきました。有識者については、先日、委員長とご相談させていただき、参考資料5「達成状況判定会議専門委員配置例」にもございましたが、各チームに1人ずつ有識者を配置できるように、鋭意努力を進めているところでございます。

「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者名簿（案）」を「会議終了後回収」としておりますのは、評価者は評価結果が出るまで非公表とさせていただいておりますことに加え、現在各団体から推薦をいただいた専門委員候補者の方に内諾をいただく連絡の最中であり、全ての専門委員候補者の方に内諾をいただいた段階で、正式な形で国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者名簿を配付させていただきたいと考えております。

今後、内諾をいただく際に、辞退される専門委員候補者もいると思いますので、候補者辞退に伴う名簿変更については、委員長に一任という形にさせていただきたいと考えております。

なお、任期については平成19年12月1日から平成21年6月30日までの19カ月間と考えております。

選考結果についての事務局の説明は、以上でございます。

○ 民間からの評価者が少ないのではないかと思います。大体どのぐらいのパーセントが適切かというような議論があったかどうかをお聞きかせください。

○ 何パーセントが適切かという議論は選考委員会では、出ておりません。適切なパーセントが10%なのか、20%なのか、30%なのかは分かりませんが、各チームに1名ないし2名を配置すればいいのではないかと思います。

○ 研究業績の評価で、社会、経済、文化的意義という視点があります。そうしますと、ある程度の民間的な見方ができる評価者が必要ではないかなと思うのですが、その辺は、私の理解に間違いがあるのでしょうか。

○委員長 研究業績のレフェリーに関しては、民間、大学という区分けではなく、むしろ専門分野で選考するという事は、仕方がないのではないのでしょうか。また、中期目標の達成状況全体の評価は、やはり大学関係者だけでなく、民間の方にご参画いただかなければいけないと思います。国立大学法人等の各法人を全体的に評価する委員会は、文部科学省国立大学法人評価委員会がございまして、教育研究の現況については、国立大学教育研究評価委員会が評価を実施することになっております。教育、研究が社会と乖離しているわけではございませんので、きちんと社会と乖離せずに教育、研究をやっているか

ということを見なくてはけませんので、達成状況判定会議の各チームに1名か2名の経済関係者等の大学関係者以外の有識者委員が必要だということでございます。

専門委員候補者の人選については、いろいろなご意見を頂いた上で、最終的な判断は委員長と副委員長に一任いただけるということでご了承いただきたいと思っております。

では、評価作業マニュアルについて、事務局から説明していただきます。

● 前回、平成19年6月26日開催の国立大学教育研究評価委員会で、教育研究評価の実施組織及び評価数についてご審議いただいております際に、具体的な評価作業、役割分担を早く示して欲しいという要望がございましたので、資料4-2「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」を作成いたしました。まだ、「たたき台」でございますので、本日はいろいろなご意見をいただければと思っております。

評価作業マニュアルを作成するに当たって、主にご議論いただきたい点をまとめたものが資料4-1「「評価作業マニュアル」作成上の主な論点」でございます。資料4-1に基づき、具体的な内容については資料4-2「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」で説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4-1「「評価作業マニュアル」作成上の主な論点」の「Ⅰ．「評価作業全体の流れについて」」に関しては、評価作業スケジュール全体の流れとしては、資料4-2「評価作業マニュアル（案）」の4頁をご覧ください。「Ⅱ．評価作業スケジュール（全体）（案）」は、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織が、それぞれどのような流れで評価が進んでいくかについてまとめたものでございます。

平成20年6月末に各国立大学法人等から「実績報告書」が提出され、平成20年7月中旬頃までに、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織の3つの評価組織に属する、それぞれの評価者に送付し、書面調査が始まる。達成状況判定会議では、中期計画の分析を行っていただく。現況分析部会では、大学評価・学位授与機構で定められた、教育水準及び研究水準の観点ごと、分析項目ごとの分析を行いそれぞれ段階評価していただく。研究業績水準判定組織では、個々の業績について、SS、Sの判定を行っていただく。

達成状況判定会議では、各法人が中期目標・中期計画に記載している重点的に取り組む研究の達成状況を見る際に、重点的に取り組む研究の個々の業績について確認しておく必要がありますので、研究業績水準判定組織は、「重点的に取り組む領域説明書」の研究業績の判定結果について達成状況判定会議に送付する。その後、達成状況判定会議は重点的

に取り組む研究に対する評価を行い、中期目標の「小項目」、「中項目」、「大項目」についてそれぞれ段階判断をしていただく。

その間、現況分析部会で平成20年8月末までに、素案を作成していただき、達成状況判定会議に送付していただく。現況分析部会から提出された素案を受けた、達成状況判定会議では、平成20年9月に1回目の達成状況判定会議を開催する。ここでは、チームごとに会議を開催することを考えており、約1カ月間に26の達成状況判定会議を開催します。

その後、達成状況判定会議では、平成20年10月から平成20年11月にかけて訪問調査を行い、訪問調査の結果を踏まえた上で、最終的には、平成20年12月中に2回目の達成状況判定会議を開催し、評価結果原案をとりまとめ、国立大学教育研究評価委員会に報告していただくというスケジュールで考えております。

また、現況分析部会では、2回目の達成状況判定会議開催の前に最終的な現況分析結果（原案）を作成していただき、達成状況判定会議に送付していただく。研究業績水準判定組織は、平成20年9月までで研究業績判定の業務を終了するという流れで考えております。

これが全体的なスケジュールの大まかなところでございます。

次に、それぞれ個々の評価組織で、具体的にどのような評価作業を行うのかを簡単に説明していきます。まず、達成状況判定会議の実施体制をどのようにするかということですが、具体的なイメージとしては、参考資料5「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針（案）」の裏面をご覧ください。

達成状況判定会議には8つのグループがございますが、その1グループを抜き出したものと考えていただければと思います。このグループには4つのチームがありますが、チーム単位で見ますと、「◎」印の方が、チームの総括的なことを行うチーム主査でございます。「○」印の方は各大学の主担当で、1大学につき1名、責任を持ってその大学の報告書を作成していただく方を配置します。「※」印の方は、各チームに1名、経済関係者等の大学関係者以外の有識者の配置を考えております。

そして、4チームを取りまとめたグループにグループリーダーとサブリーダーを置く。グループリーダーは、各チームのチーム主査の中からどなたかを選出していただくということを考えております。また、サブリーダーは、国立大学教育研究評価委員会とのつながり、調整役ということも含め、国立大学教育研究評価委員会から、1名参加していただく

ことを考えております。

実施体制といたしましては、このような形で達成状況判定会議を進めていきたいと考えております。

具体的な作業内容については、7頁以降になります。7頁に記載していますのは、各国立大学法人等で立てております中期目標・中期計画のひな形を基に大項目、中項目、小項目を示しています。また、各国立大学法人等では、中期目標・中期計画をもとに実績報告書を作成するわけですが、「中期目標の達成状況報告書」のイメージが次の8頁でございます。

各国立大学法人等では、大項目ごとの達成状況、段階判断は行わず、中項目以下の段階判断を行います。その段階判断を行うに際しては、「●中期計画1」、「●中期計画2」とありますが、それぞれの中期計画の状況を踏まえた上で、中期目標の小項目、中項目の段階判断を行って、実績報告書を提出していただくことになります。

評価者には、9頁にあるような書面調査シートを用いて、中期計画、小項目、中項目、大項目の判断を行っていただくわけですが、まず、中期計画の段階評価を行い、機械的に中期目標の小項目、中項目、大項目の評価を行うような仕組みとなっております。

10頁に、書面調査シートにおける判断のイメージを示しておりますが、イメージ図の真ん中に「判定」という欄があり、「判定」のところにカーソルを持っていくと、中期計画ごとにプルダウンメニューで段階が表示され、それぞれ中期計画について良好だと思えば、「良好」のボタンを押し、それに伴う点数が自動的に表示される。それを繰り返すと、自動的に計算され、その計算結果は、中期目標の小項目、中項目の評価につなげることができるものを作成しようと考えております。

また、昨年度来の国立大学教育研究評価委員会の議論の中で、中期計画については、ウエイトを各大学でつけたいと考えていると思うので、その点も考慮してほしいというご意見がございましたので、11頁「②ウエイトについて」に説明がありますように、各国立大学法人等がウエイトを付した中期計画については、大学評価・学位授与機構でシートに「○」を付し、評価者がウエイトをかけてしかるべき事項だと判断すれば、評価者欄にも「○」を付していただく。

以上のような手順で評価シートを作成していきます。まず、自動計算で中期計画の平均点が出て、ウエイトを加味しながら、評価者は、総合的に段階判断を行う。その作業の連続で、中期計画から中期目標の段階判断を完成してもらうことを考えております。

そして、評価シートを完成させた後、副担当の評価者にも確認していただき、訪問調査を実施することになります。12頁に、訪問調査スケジュール例がごございますが、87の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の訪問調査を実施しなければいけませんので、訪問調査については、最小限の人数で、必要最低限の事柄について調査をすることになります。スケジュールにありますとおり、学生・卒業生との面談、大学の関係者（責任者）からの意見聴取等については必ず行うこととし、それ以外の、施設の見学等々については、中期目標・中期計画に記載されている内容を踏まえ、必要に応じて見るということとし、基本的に1泊2日、2日目の午前中までで実施できるよう簡素化したいと考えております。

訪問調査が終わりますと、評価報告書を作成することになりますが、評価報告書については、13頁に書面調査シートのでき上がりのイメージ図がごございますが、その段階判断、判断理由を基に、最終的には、14頁にあります「【例】「中期目標の達成状況に関する評価結果（原案）」」のような原案を作成していただく。それぞれの項目については、先ほどの書面調査シートの対応する部分を見れば、作成できるような形に工夫しております。

なお、原案をつくるに当たり、各学部・研究科の状況等も書き加えなくてはなりませんので、14頁「【例】「中期目標の達成状況に関する評価結果（原案）」」の「3. 中期目標毎の評価」の「（現況分析結果を参照し記述）」で、教育に関する目標であれば、学部・研究科の現況の教育水準等に関する部分について、法人全体としてこのような状況だということを書き加えていただくということになります。

また、14頁「別紙」とあります。評価では、中期目標・中期計画の良し悪しを判断するわけではごいませんので、各評価者が、評価を行った上での感想等について、所見としておまとめいただければと考えております。

達成状況判定会議の実施体制及び作業内容について、15頁の評価作業スケジュールをご覧ください。先ほどの全体スケジュールでも説明いたしましたが、平成20年6月末に実績報告書が国立大学法人等から提出され、その後、達成状況判定会議に属する評価者に「中期目標の達成状況報告書」を送付いたします。主担当の評価者には「中期目標の達成状況報告書」に加えて書面調査シートを送付し、書面調査シートを作成していただく。副担当の評価者は、まず「中期目標の達成状況報告書」をご確認いただき、主担当の評価者が作成した書面シートの内容をご確認いただいた上で、ご意見をいただくという形で、書面調査シートをつくり上げていく。あとは、先ほど申し上げたような形で達成状況判定会議を進めていくことを考えております。

達成状況判定会議の主な作業内容、役割分担等については、以上でございます。

次に、現況分析部会の評価の体制等でございますが、42頁をご覧ください。「(1) 評価作業の体制」に簡単に記載してありますが、現況分析部会は、1つの学部、研究科という対象組織ごとに主担当、副担当を決め、必ず1組織につき2人で評価を行うこととしております。

具体的には、43頁以降になりますが、評価の実施方法としては、達成状況判定会議と同じでございます。43頁に各国立大学法人等から提出される「学部・研究科等の現況調査表」の例がございます。観点ごとの分析を踏まえた上で、分析項目ごとの水準及びその判断理由が記載されたものが提出されることとなります。提出された「学部・研究科等の現況調査表」を踏まえて、大学評価・学位授与機構では、44頁にあります書面調査シートを作成し、主担当の評価者は、達成状況の書面調査シートと同じような形で、観点から段階判断をしていただく。最終的には、45頁にあるように、段階判定、判断理由等々を書面調査シートに記載していただくということになります。主担当の評価者が作成した書面調査シートを副担当の評価者に確認していただいた上で、現況分析結果（原案）を固めていくという流れでございます。

47頁に、評価結果報告書（原案）の記載がありますが、評価結果報告書の作成も達成状況判定会議の場合と同様でございます。書面調査シートに書いてある段階判定、判断理由等を参考にしながら、評価結果報告書を2枚程度にまとめていただくこととなります。

48頁に、現況分析部会の評価作業スケジュールがありますが、日程的には達成状況判定会議と同様ですが、チーム単位で動くというわけではなくて、1対象組織につき2名、主担当の評価者が書面調査シートを作成し、副担当の評価者が書面調査シートの内容を確認し、最終的な現況分析結果（原案）をまとめていただくこととなります。

最後に、研究業績判定組織について、61頁をご覧ください。研究業績水準判定組織は、達成状況判定会議及び現況分析部会と若干異なり、「(1) 評価作業の体制」の2行目以降に、「その具体的な作業は、「研究業績説明書」（Ⅱ表及びⅢ表）に記載された「分科名」に基づく専門部会の評価者2名がそれぞれ行います。」と記載しておりますが、主担当、副担当という分担はなく、2名の評価者に同じ評価作業を行っていただくこととなります。

具体的な作業としましては62頁以降になります。各国立大学法人等は、個々の研究業績について、62頁にあります「研究業績説明書（Ⅱ・Ⅳ表）」を作成し、SS、Sの自

己判定及びSS、Sと判断した理由を第三者による評価結果や客観的指標等の根拠を示しつつ説明を提出してきます。大学評価・学位授与機構では、各大学から提出された研究業績説明書について、63頁にあります「研究業績水準判定シート」の左側に大学番号、学部・重点番号、業績番号、研究業績名、細目番号、SS、Sの自己判定を落とし込み、各評価者は、緑色の「判定者記入欄」に、「研究業績説明書（Ⅱ・Ⅳ表）」のSS、S、S未達の判定結果を入力してもらうことを考えております。

また、64頁にあります「判断基準ごとの根拠記入表」に、それぞれの評価者がその分野において、学術面あるいは社会、経済、文化面で、どのような基準でSS、Sの判断を行ったかについてまとめていただこうと考えております。

最終的には、1業績につき2名の評価者が同じ評価作業を行いますので、65頁にあります「【例】「研究業績水準判定結果一覧」」のように、各学部・研究科単位で、それぞれの研究業績について2つの判定結果が出てくるということになります。

この結果を踏まえまして、65頁にあります「参考：「研究業績分析シート（仮称）」」のように、各国立大学法人等から提出された自己判定結果の状況、評価者が出した判定結果の状況、各大学と評価者の判定結果の対比等を分析し、評価者から提出していただいた「研究業績水準判定シート」と併せて現況分析部会に報告することを考えております。

66頁に、研究業績水準判定組織の評価作業スケジュールがありますが、これは2名の評価者A、Bとも同じ評価作業をしていただきますので、ここでは特に区分はしておりません。

今回、「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」をお示しさせていただきましたが、本日の本委員会でご意見をいただき、次回の本委員会で確定させたいと考えております。平成20年2月頃に開催予定の評価者を対象とした研修で「評価作業マニュアル」を使用することはもとより、評価の透明性の確保ということもございますので、「評価作業マニュアル」は事前に各国立大学法人等の評価担当者を対象とした説明会等でも説明した上で、各国立大学法人等における実績報告書の作成に取り組んでいただければと考えております。○委員長 達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定会議のつながりの部分についてもう一度ご説明いただけますか。

● 実績報告書作成要領等では、達成状況判定会議において中期計画の分析を行う際に現況分析部会から提出された学部・研究科等の現況分析調査表を参照することにしております。中期目標の段階判定をする際に、学部・研究科等の現況分析調査表を見ると実際には

中期計画のとおり達成されていないのではないか、その確認もあり、参考にしてもらうということで、中期目標の達成状況の評価結果の中に個々の学部・研究科等の現況分析結果が直接あらわれるものではありません。

ただし、達成状況判定会議で評価報告書を作成する際には、当該国立大学法人等の学部・研究科等の現況分析の結果を総合的に見て、学部・研究科等の水準等もおおむねいいというようなことを、最終的にまとめて書いていただくというような形で考えております。

● 資料4-1「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」4頁をご覧ください。達成状況判定会議で中期目標・中期計画の達成状況の分析をいたしますが、中期目標には各国立大学法人等で重点的に取り組む研究が記載されている場合もあり、中期目標・中期計画の達成状況を判断するに当たり、重点的に取り組む研究業績の水準判定の結果を参照する必要がありますので、研究業績水準判定組織から重点的に取り組む研究についての判定結果が達成状況判定会議に送付される。

現況分析部会では、学部・研究科等の教育、研究の現況について、大学評価・学位授与機構が定める教育、研究に関する観点、分析項目ごとに分析いたしますが、研究の現況を分析する際に、各学部・研究科を代表する優れた研究業績のSS、Sという判定結果を参照にする必要がありますので、研究業績水準判定組織から現況分析部会に優れた研究業績についての判定結果が送付されます。その間に、現況分析をする上で、訪問調査で確認してほしい事項がある場合は、達成状況判定会議へ確認事項を送付し、訪問調査終了後、達成状況判定会議から現況分析部会へ確認事項結果が送付される。現況分析部会では、研究業績判定組織から送付された研究業績の結果、達成状況判定会議から送付された確認事項結果を踏まえ、学部・研究科等の教育、研究についての現況分析結果を作成し、達成状況判定会議に送付する。

最終的に、達成状況判定会議において、研究業績の判定結果、学部・研究科等の現況分析結果を参照して評価報告書を作成するという仕組みになっております。

○委員長 達成状況判定会議の作成した評価報告書はどのような形で公表しますか。

● 実績報告書作成要領の51頁をご覧ください。これは公表する評価報告書のイメージですが、中期目標・中期計画の達成状況については、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携、国際交流に関する目標」それぞれの目標ごとに、「1. 達成状況の評価結果、2. 評価結果の判断理由、3. 中期目標ごとの評価、4. 優れた点、改善を要する点」を記載し、当該大学から意見の申し立てがあった場合には、「1. 申立て

の内容、2. 申立てへの対応」を公表する。現分析結果については、52頁から54頁に
ございますように、教育や研究に関する現況分析結果について、それぞれ、現況分析単位
ごとに公表することを考えております。

○委員長 達成状況判定会議、現況分析部会で作成する書面調査シート、研究業績水準判
定組織で作成する研究業績水準判定シート等は公表せず、達成状況判定会議で評価報告書
を、現況分析部会で現況分析結果を作成する際に参照するだけということですね。

● ただ、評価報告書を公表した後に情報開示請求がある場合については、情報公開法に
沿って、各国立大学法人等に相談し、開示するかどうかの対応をすることになると考えて
おります。

○委員長 情報開示請求がなされた場合には、各評価者から提出された書面調査シートや
研究業績水準判定シート等は開示の対象になるのですか。国立大学法人等から評価結果に
納得できないということで情報開示請求があった場合、どこまで開示することになりませ
うか。

● 評価実施要項の29頁をご覧くださいますと、大学評価・学位授与機構が公表する評
価報告書のイメージがございます。「中期目標の達成状況に関する評価結果 ○○大学」
とある評価報告書は、資料4-2「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」4頁にあり
ますように、達成状況判定会議で最終的に作成されます。

評価実施要項の30頁をご覧ください。評価結果に対して国立大学法人等から意見の申立
てがあった場合、評価報告書の中に、国立大学法人等からの申立ての内容、大学評価・学
位授与機構の申立てへの対応を記載します。

評価結果を公表する際には、評価報告書、国立大学法人等から提出された実績報告書を
併せて公表いたしますが、評価者が作成した書面調査シートや研究業績水準判定シートに
ついては、基本的には公表しないという方針でございます。

● 大学評価・学位授与機構における情報公開に関する基本的な考え方は、評価実施要項
4頁に「特定の個人を識別できるものや、国立大学法人等に関する情報で開示すると国立
大学法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として公
開します」と記載しております。今、議論がありましたように、当機構の評価作業の経過
段階における資料についてまで公開が求められたとき、当該資料を公開することにより評
価作業そのものの円滑な遂行がゆがめられる、公正にできないということであれば、不開
示情報とすることができると思いますが、不開示情報はかなり限定的という社会の流れが

ありますので、その辺はもう少し詰めていく必要があると考えております。

○ 研究業績水準 2 名の評価者で評価しますね。資料 4-1 「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」 63 頁の「【例】「研究業績水準判定シート」」にあるように判定結果、コメントをつける。コメントはだれが読むのですか。

● これは研究業績水準判定組織から現況分析部会に送付した際に、現況分析部会の評価者に見ていただくこととなります。

○ 2 名の評価者の評価の平均点を出すということを考えてはいませんか。

● 単純に 2 名の評価者の評価の平均点をだすことはありません。

○ 大学評価・学位授与機構で 2 名の評価者の評価結果を平均化するわけではないのですか。

● 大学評価・学位授与機構で、2 名の評価者の判定結果を足して 2 で割るような作業はいたしません。評価者から提出されたものを、現況分析部会に送付し、判断していただくことを考えております。

● 当初は、2 名の評価者の判定結果を足して平均化しようという意見もございました。実際には、判定結果を平均化することにはあまり意味がありませんので、評価者から提出された、研究業績判定シートをそのまま現況分析部会へ送付して、判定結果やコメントを現況分析部会でご覧いただき判断していただくということでございます。

○委員長 そういたしますと、資料 4-2 「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」 63 頁の表は、同じ研究業績について判定欄が 2 段になるのですか。

● 現況分析部会には、資料 4-2 「評価作業マニュアル（案）《たたき台》」 65 頁の「【例】研究業績水準判定結果一覧」が送付され、現況分析部会ではこの「研究業績水準判定結果一覧」をご覧いただくこととなります。

○ 前回の国立大学教育研究評価委員会の議事録、資料 1 「国立大学教育研究評価委員会（第 14 回）議事録（案）」 7 頁に 2 名の評価者の判定結果が異なる場合の話が出ております。前回は、2 名の評価者の判定結果が異なる場合の対処方法はまだ決まっておらず、判定結果が異なる場合にどのように対処するかについてまだ詰めていなかったのではないかと思います。意見が異なった場合にどのようにするのかについて、これまでの試行的評価等のご経験も踏まえながら、国立大学教育研究評価委員会としてどうするかということをご協議なさる必要があるのではないかと思います。

● 評価者の判定結果が異なった場合の対処方法まで評価作業マニュアルに盛り込むのは

非常に難しいと考えております。

○ 前回の国立大学教育研究評価委員会での議論では、一つの考え方として、評価者の判定結果が異なった場合に、どこに判断をゆだねるかということを一明らかにし、その過程が、評価者間で同意を得られていけばいいのではないのでしょうか。

評価者の判定結果が異なった場合は両者で協議するというような意見が前回の国立大学教育研究評価委員会が出たと思うのですが、両者で協議することは煩雑でございますので、むしろ判定結果が異なるということを踏まえた上で、第三者的な立場の上位組織に判断をゆだねるという形にしておけば、あえて内容を明記しなくても、決定裁量権が移譲されるのではないのでしょうか。

● 現況分析部会で2名の評価者の判定結果を見て判断していただくという構造にしているということをご理解いただければと思います。

○ 裁量権をどこにゆだねるかということが、評価者間で同意が得られていけば、細かい内容の手順は要らないということになると思います。

○委員長 この「評価作業マニュアル（案）」で作業を進めることをご了解いただきたいと思います。最終案が出るまでは、まだ修正するとお考えいただき、ご意見があれば頂きたいと思います。

○ 専門委員候補者として、経済関係者、高等学校長等の大学関係以外の方、女性の方をご推薦いただきたいと思います。

● できれば来月中には専門委員候補者を固めたいと思いますので、来月の中旬ぐらいまでにお知らせいただくとありがたいと思います。

○委員長 それでは10月の初めまでを目途にして、お1人でもお2人でも経済関係者等の大学関係以外の方、女性の方をご推薦いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、閉会させていただきますどうもありがとうございました。

— 了 —